資料2

持続可能な上下水道事業経営のための広域連携の検討に関する報告について

（再掲）滋賀県内における上下水道事業の課題と取組状況

〇現状と課題

・熟練職員の退職等による職員の減少が進み、人員確保や技術継承に支障の恐れ

・能登半島地震や管路破損に起因する道路陥没など、地震対策や老朽化対策のさらなる推進が必要

・財源確保が厳しい中、今後は改築更新費や耐震対策費がこれまで以上に必要

ヒト	モノ	カネ
人材確保：職員数の減少 技術継承：ノウハウ喪失	維持管理　：管理施設の増大 老朽化対策：更新需要増加	財源確保：予算措置率減 経費増大：物価上昇

問題提起

令和7年4月の滋賀県首長会議における長浜市長からの問題提起

「単独市町で事業を行っていくには限界に近いものがあることから、県と市町が連携した体制づくりが重要」

STEP1

上下水道事業連携ワーキンググループを設置し、実務的な連携を加速

STEP2

経営の一体化等による**事業運営の広域化**により基盤を強化

持続可能な上下水道事業の確立

【STEP２】事業運営の広域化による基盤強化

将来は、今以上に人口減少による料金・使用料収入の減少、更新需要の増大等、上下水道事業の経営環境は厳しくなることが想定されることから、現状の体制を踏まえつつ、執行体制の強化やスケールメリットによる経費削減等の幅広い効果が期待される事業運営の広域化の検討に着手する。

【具体的な広域化の方策】
・経営の一体化
・事業統合

R8~ 着手

《執行体制の強化》
技術職をはじめ職員確保により、維持管理、災害対応等の実行力の向上
最適配置により、経営改善、業務見直し等の経営課題への取組強化　他

《スケールメリットと一元的なマネジメント》
経営事務や維持管理の共同化等による事業費の抑制
集約型と分散型のベストミックスによる施設の最適配置の検討促進　他

［大阪府］水道の事例

大阪広域水道企業団との統合

・平成29年4月に3団体が統合
・令和8年4月時点で19団体と統合済
・令和9年度の統合に向けて3団体と検討、協議中



［愛知県］上下水道の検討事例

矢作川流域上下水道広域連携協議会の設立

・令和6年8月に準備会を設立
・令和7年12月に協議会を設立
・対象自治体は、愛知県と9市1町
・対象事業
（県）用水供給事業、流域下水道事業
（市町）水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、コミプラ事業、その他汚水処理



西三河地域の対象自治体

広域連携の形態

- 広域連携のうち、国が進める「事業運営の一体化」には「事業統合」と「経営の一体化」が含まれ、その概要は以下のとおりである。

事業統合	経営主体も事業も一つに統合された形態 （事業計画、組織、料金体系（会計）、管理が一体化されている）
経営の一体化	経営主体は同一だが、事業計画・事業は、別形態 （組織、管理が一体化されている。事業計画及び料金体系（会計）は異なる）

- 事業運営の一体化に向け、新組織を設立する場合の組織形態として次の2つがある。
- 県と市町の上下水道事業を一体化する場合、柔軟な連携ができる「広域連合」が適当。

一部事務組合 (地方自治法284～291条)	複数の地方公共団体が、特定の事務を共同して処理するために設ける特別地方公共団体 ・同じ種類の事務を持ち寄って共同で行う
広域連合 (地方自治法284、29の2～13)	複数の地方公共団体が、広域的な課題に共同で対応するために設ける特別地方公共団体 ・異なる事務を持ち寄るなど、柔軟な連携ができる ・国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる

（1） 広域連携時の組織体制に関する他府県事例整理

他府県における組織体制の事例整理

➢「事業運営の一体化」（事業統合、経営の一体化）による組織体制について、他府県の事例より整理した。なお、下水道事業が含まれた実績はない（愛知県が検討中）ため、以下に示す水道事業の事例を対象とした。

【他府県の事例一覧】

No	事業体名	組織形態	種別	関連団体	設立年次
①	大阪広域水道企業団	一部事務組合	経営の一体化	19市町村	平成29年4月
②	香川県広域水道企業団	一部事務組合	事業統合	県と16市町	平成30年4月
③	奈良県広域水道企業団	一部事務組合	事業統合	県と26市町村	令和7年4月
④	かずさ水道広域連合企業団	広域連合	事業統合	県と4市	平成31年4月
⑤	広島県水道広域連合企業団	広域連合	経営の一体化	県と14市町	令和5年4月

【参考】広域連合の組織

- ✓ 広域連合の組織は、議会（議決機関）と長、選挙管理委員会その他の執行機関で構成されている。（地方自治法の一部改正（平成24年法律第 72号）により、規約で定めるところにより、執行機関として、長に代えて理事をもって組織する理事会をおくことができる。）
- ✓ 広域連合の議会の議員は、区域内に住所を有する者の直接公選又は関係地方公共団体の議会による間接選挙によって選出される（地方自治法291条の5①）。
- ✓ 広域連合の長は、区域内に住所を有する者の直接選挙又は関係地方公共団体の長による間接選挙によって選出される（地方自治法291条の5②）。
- ✓ 広域連合は普通地方公共団体と同様の直接請求を認めることとされていることから、選挙管理委員会を置くこととされている。
- ✓ その他の執行機関では、監査委員は、一部事務組合と同様に必置とされる。

（２）広域連携に関する愛知県へのヒアリング結果報告

（３）滋賀県・市町(組合等）による広域連携に関する意向調査結果について

（４）意向調査や他府県調査を踏まえた今後の検討における視点と広域組織のイメージ

（５）今後の進め方

今後の進め方

年度	主な内容
令和8年度	○他府県の事例を調査し、**組織形態におけるメリット・デメリット、課題の整理（継続）** ○市町（組合等）の意見照会結果を踏まえた**広域組織（案）の作成**
令和9年度～	○複数の広域組織（案）を基に、**上下水道WGの場で市町（組合等）と調整** ↓ ○広域組織について**調整が整い次第、合意を得るため首長等が会する場で協議**　⇒*令和10年度末に基本計画の合意* ↓ ○**合意が得られた広域組織への移行準備**（協定締結、条例改正、規約制定など）